

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき危機管理局及び会計課を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月4日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和5年4月27日から同年10月3日まで

3 監査対象

(1) 対象部局

危機管理局及び会計課

(2) 対象年度

令和4年度。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 委託料の支出に関する事務	危機管理課 緊急対策課 会計課
(2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	緊急対策課 農業委員会事務局
(3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	会計課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(2) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。
(3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	① 算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき適正に執行されているか、次の書面等を確認した。

ア 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、業務完了報告書、請求書、支出命令書 等

イ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書、報告書、請求書、支出命令書 等

ウ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

協定書、支出負担行為書、契約書、勤務状況報告書、請求書、支出命令書、精算命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

監査基準及び令和5年度財務監査、行政監査及び工事監査(第1期：危機管理局、会計課及び農業委員会事務局)実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

会計課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、市税等の電子納付・コンビニエンスストア及びクレジット収納に係る業務委託において、委託業務内容と契約書及び仕様書の内容が一部異なっている事例が見られた。

本委託契約は、別に締結している基本契約書に基づき、収納事務、収納情報の集約等を委託しているものである。

今後は、本委託契約と基本契約において実施する業務を整理し、契約書の規定を見直されたい。

(2) 危機管理局及び会計課におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をする

ため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適切に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適切に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により執行した事業を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査実施課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	危機管理課 緊急対策課

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。 (4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。

また、履行期限は守られているか。

5 主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

検査・検収が法令、規則等に基づき行われているか、次の書面等を確認した。

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、再委託承諾書類、作業報告書、業務完了届、検収調書、請求書、支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

危機管理課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、危機管理局における委託料の支出に係る検査・検収については、契約書等に基づき適正に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

7 意見

危機管理課における小・中学校等に設置された非常用発電設備等に係る保守点検の状況を確認したところ、受託事業者が毎年、小・中学校等に設置している全ての非常用発電設備等の点検を行い、交換推奨期限となるバッテリーの点検結果等の報告を行っていた。

このことから、毎年、当該設備等の点検を行う際には、交換推奨期限となるバッテリーについて把握している状況にあるところ、別途、随意契約により決定した事業者がバッテリー交換修繕業務を実施していた。

中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和5年4月25日閣議決定)で

は、中小企業者の受注機会の増大のために国等が講ずる措置として、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、物件等の発注を推進するものとし、物件等の発注に当たっては、費用対効果において優れたものとする事等を十分検討しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割すること等、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとされている。

本件については、工程面から見て保守点検業務に合わせてバッテリー交換を実施する方が、費用対効果において優れているものと考えられることから、今後入札に当たっては、バッテリー交換を保守点検業務に含めて委託する等、交換推奨期限となるバッテリーの定期交換について実施方法の見直しを検討されたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査実施課

工事請負費の維持補修工事費及び需用費の施設修繕料の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査実施課
(1) 工事請負費の維持補修工事費の支出に関する事務	
ア 防災行政用同報無線子局柱設置工事	緊急対策課
イ ひばり放送子局高性能スピーカー設置等工事	
(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	
ア 市立富士見小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕	危機管理課
イ 飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁分解点検修繕	
ウ 令和4年度非常用発電設備（自動電圧調整器・自動始動盤）修繕業務	
エ 令和4年度非常用発電設備修繕業務	

オ 市立大沢小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕	緊急対策課
カ 令和4年度ひばり放送設備修繕作業	
キ 令和4年度青野原・青根地区光ケーブル断線箇所修繕	
ク 無線基地局中継局直流電源装置修繕	

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 工事請負費の維持補修工事費の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続は適切か。 イ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	② 監督業務が適切に行われないリスク	

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

契約書、設計書、仕様書、見積書、報告書、検査調書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査対象事務の概要

(1) 工事請負費の維持補修工事費の支出に関する事務

ア 防災行政用同報無線子局柱設置工事

契約金額 2,354,000円

契約方法 随意契約

契約期間 令和4年12月21日から令和5年3月24日まで

工事内容 防災行政用同報無線子局（ひばり放送）の移設において先行して林間第4公園内に支柱（鋼管柱）の設置を行った。

イ ひばり放送子局高性能スピーカー設置等工事

契約金額 1,999,800円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和5年2月20日から同年3月31日まで

工事内容 東林間自治会館に設置しているひばり放送設備の林間第4公園への移転と、高性能スピーカーへの変更を行った。

(2) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務

ア 市立富士見小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕

契約金額 2,259,400円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和4年7月19日から同年12月15日まで

修繕内容 飲料水兼用耐震性貯水槽の付属品である緊急遮断弁の修繕を行った。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁分解点検修繕

契約金額 1,609,300円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和4年4月28日から同年9月30日まで

修繕内容 災害等の緊急時に耐震性貯水槽内の飲料水を確保するために必要な緊急遮断弁が作動不具合を起こしたため、分解点検し、修繕を行った。

ウ 令和4年度非常用発電設備（自動電圧調整器・自動始動盤）修繕業務

契約金額 737,000円

契約方法 随意契約

契約期間 令和5年1月25日から同年3月17日まで

修繕内容 非常用発電設備の自動電圧調整器等の修繕を行った。

- エ 令和4年度非常用発電設備修繕業務
契約金額 654,500円
契約方法 随意契約
契約期間 令和4年10月24日から令和5年3月17日まで
修繕内容 非常用発電設備の自動電圧調整器の交換等を行った。
- オ 市立大沢小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕
契約金額 363,000円
契約方法 一者随意契約
契約期間 令和5年1月23日から同年2月28日まで
修繕内容 飲料水兼用耐震性貯水槽の付属品である緊急遮断弁の修繕を行った。
- カ 令和4年度ひばり放送設備修繕作業
契約金額 5,557,200円
契約方法 一者随意契約
契約期間 令和4年12月15日から令和5年3月24日まで
修繕内容 ひばり放送設備に対して必要な修繕を行った。
- キ 令和4年度青野原・青根地区光ケーブル断線箇所修繕
契約金額 5,005,000円
契約方法 指名競争入札
契約期間 令和4年10月26日から令和5年3月17日まで
修繕内容 台風により断線した光ケーブルの修繕を行った。
- ク 無線基地局中継局直流電源装置修繕
契約金額 1,760,000円
契約方法 一者随意契約
契約期間 令和5年2月10日から同年3月28日まで
修繕内容 デジタル地域防災無線へ給電するための直流電源装置の蓄電池を交換した。

5 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、今回の工事監査における維持補修工事費等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。